

# 国立水俣病総合研究センター 動物実験規程

平成24年7月10日

国水研発第120710001号

## 前文

生命科学の探究、人および動物の健康・安全、環境保全等の課題の解決に当たっては、動物実験等が必要かつ唯一の手段である場合がある。一方、動物実験は、動物の生命または身体の犠牲を強いる手段であり、動物実験を実施する者はこのことを念頭におき、適正な動物実験の実施に努める必要がある。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本指針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う実験者等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1条 この規程は、国立水俣病総合研究センター(以下「国水研」という)、における動物実験を適正に行うため、動物倫理安全等委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)動物実験 本条第5号に規定する実験動物を研究の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- (3)施設等 飼養保管施設をいう。

- (4)実験動物 動物実験の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類の動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (5)動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (6)動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- (7)動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8)動物実験施設長 国水研所長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (9)飼養者 動物実験施設長又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10)管理者等 国水研所長、動物実験施設長、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (11)指針等 動物実験に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第3条 この規程は、国水研において実施される哺乳類の生体を用いる全ての動物実験に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験の実施を国水研以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験に関する基本指針に基づき、動物実験が実施されることを確認すること。

第4条 国水研所長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第5条に定める動物倫理安全等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、国水研所長に報告又は助言する。

- (1)動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2)動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3)施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4)動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5)自己点検・評価に関すること
- (6)動物実験に関する情報の公開に関すること
- (7)その他、動物実験の適正な実施のための必要事項に関すること

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1)動物実験に関して優れた識見を有する者 1 名以上
- (2)実験動物に関して優れた識見を有する者 1 名以上
- (3)国水研所長が必要と認めた者 1 名以上

第7条 委員会に委員長を置き、これを国水研所長が任命する。

第8条 国水研所長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第9条 委員会に関する事務は、研究企画室が行う。

- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第10条 動物実験責任者は、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を委員会の委員長経由で国水研所長に提出すること。

- (1)研究の目的、意義及び必要性
  - (2)代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3)実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4)苦痛の軽減により動物実験を適切に行うこと。
  - (5)苦痛度の高い動物実験、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 国水研所長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
  - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について国水研所長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

第11条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1)適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
  - (2)動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
    - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
    - ③適切な術後管理
    - ④適切な安楽死の選択
  - (3)安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び国水研における関連する規程等に従うこと。
  - (4)物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
  - (5)実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
  - (6)侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更

の有無、成果等について国水研所長に報告しなければならない。

第12条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4)実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (5)臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

第13条 動物実験施設長は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

第14条 動物実験施設長は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

第15条 動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

第16条 動物実験施設長は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

- 2 動物実験実施者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。
- 3 動物実験実施者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

第17条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

第18条 動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

- 2 動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

第19条 動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

第20条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

- 2 動物実験施設長は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、国水研所長に報告すること。

第21条 動物実験施設長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 動物実験施設長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係者へ連絡すること。
- 3 動物実験施設長は、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 動物実験施設長は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

第22条 動物実験施設長は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 動物実験施設長は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

第23条 動物実験施設長、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- ①関連法令、指針等、国水研の定める規程等
  - ②動物実験の方法に関する基本的事項
  - ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
  - ④安全確保、安全管理に関する事項
  - ⑤その他、適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

第24条 国水研所長は委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を国水研所長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験施設長、動物実験実施者、動物実験責任者、並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 国水研所長は、自己点検・評価の結果について、国水研外の者による検証を受けるよう努めること。

第25条 国水研所長は委員会に、国水研における、動物実験に関する情報(動物実験に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)の公表を毎年1回程度行わせること。

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、国水研所長が別に定める。

第27条 関連法令等

- ①動物の愛護及び管理に関する法律(、平成18年6月2日改正、法律第50号)

- ②動物の愛護及び管理に関する法律施行令(平成 17 年 12 月 28 日改正、政令第 390 号)
- ③動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号)
- ④動物の殺処分方法に関する指針(平成 19 年 11 月 12 日改正、環境省告示第 105 号)
- ⑤実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号)
- ⑥動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(日本学術会議、平成 18 年 6 月 1 日)
- ⑦厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本規定(厚生労働省、平成 18 年 6 月 1 日)
- ⑧研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省、平成 18 年 6 月 1 日)
- ⑨農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(農林水産省、平成 18 年 6 月 1 日)

#### 附則

この規定は、平成24年7月10日から施行する。

以上